

2022年2月14日

各 位

会社名 株式会社ドラフト
代表者名 代表取締役社長 山下 泰樹
(コード番号 5070 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 荒浪 昌彦
(TEL 03-5412-1001)

執行役員制度の改定に関するお知らせ

当社は、2022年2月14日開催の取締役会において、執行役員制度の改定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 制度改定の目的

当社は、これまでも執行役員制度を採用しておりますが、現行制度において執行役員は従業員の最上位の役職という位置付けであり、担当取締役を上司として共に業務執行にあたる体制としております。当社の業容は年々拡大しておりますが、今後も安定的に成長を続けていくためには、これまで同様迅速な意思決定で積極的に事業を推進すると同時に、牽制機能を一層強化してリスクを極力低減し、よりバランスの取れた経営体制を構築することが必要であると考えます。

このため、執行役員制度を改定し、「重要な意思決定及び監督を担う取締役会」と「業務執行を行う執行役員」という位置づけを明確化し、それぞれが最大限機能を発揮することで、更なる企業価値の向上を目指す体制へ移行することといたしました。

2. 改定後の執行役員制度の概要

改定後の執行役員制度の主な内容は次のとおりです。

- ① 執行役員は、担当業務の執行責任者として業務を遂行する。
- ② 執行役員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- ③ 執行役員の選任・解任及び担当業務の決定は取締役会が行う。
- ④ 執行役員の区分は、代表執行役員、上級執行役員及び執行役員とする。
- ⑤ 代表執行役員を除き、原則として執行役員は取締役を兼務しない。
- ⑥ 執行役員の報酬は、取締役会が決定する。
- ⑦ 執行役員の評価は、代表執行役員が実施し、取締役会が承認する。

3. 制度改定の実施時期

2022年4月1日

以上